

# 学校給食異物混入防止・対応マニュアル

平成30年1月

むつ市教育委員会

## <目次>

学校給食における異物混入事故発生時の対応について	1
1. 異物の定義及び分類	2
(1) 異物の定義	2
(2) 異物の分類	2
2. 異物混入防止対策	3
<単独調理校及び共同調理場内における対策と対応>	3
(1) 食品納入業者の選定	3
(2) 食材検収	3
(3) 調理過程時	3
(4) 給食施設及び設備の点検	4
(5) 調理従事者について	4
(6) 学校における異物混入の防止と児童・生徒に対する指導	4
3. 共同調理場で異物混入が発生した場合の対応	5
(1) 危険異物の場合	5
(2) 非危険異物の場合	5
○フロー図【共同調理場で異物混入が発生した場合の対応】	6
4. 単独調理校で異物混入が発生した場合の対応	7
(1) 危険異物の場合	7
(2) 非危険異物の場合	7
○フロー図【単独調理校で異物混入が発生した場合の対応】	8
5. 共同調理場から配送を受けている学校の教室内で異物混入が発見された場合の対応	9
(1) 危険異物の場合	9
①学校の対応	9
②教育委員会の対応	9
③共同調理場の対応	9
(2) 非危険異物の場合	10
①学校の対応	10
②共同調理場の対応	10

○フロー図【共同調理場から配送を受けている学校の教室内で異物混入が発見された場合の対応】	11
6. 単独調理校の教室内で異物混入が発見された場合の対応	12
(1) 危険異物の場合	12
①学校の対応	12
②教育委員会の対応	12
③調理場の対応	12
(2) 非危険異物の場合	12
①学校の対応	12
②調理場の対応	13
○フロー図【単独調理校の教室内で異物混入が発見された場合の対応】	14
7. 事故後の対応	15
(1) 保護者への対応について	15
(2) 報道対応について	15
○異物混入発生時の対応フロー図（危険異物の場合）	16
○業者が学校長、給食施設長あてに提出する文書（様式1）	17
○学校長、給食施設長が教育委員会に提出する文書（様式2）	18
○共同調理場から配送を受けている学校が教育委員会に提出する文書（様式3）	19

## 学校給食における異物混入事故発生時の対応について

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、安全で安心な食事でなければなりません。

そのため、学校給食において特に重要なのは衛生管理であり、「絶対に食中毒を起こさない」ことであるが、食中毒と並んで留意しなければならないのは、「食品や調理されたものに異物を混入させない」ことです。

しかし、大量に調理している給食には、予期せぬことで異物混入の恐れがあることから、食品の検収・下処理・調理・配送・配膳時など、それぞれの過程で、作業に携わる全ての職員により、細部にわたる点検、協力、連携を行い、人為的なミスや失敗を限りなくゼロに近づけ、事故が発生した場合には、的確かつ迅速に対応することが必要となります。

今回、異物混入の防止と事故発生後の対応の徹底を図るため、本マニュアルを定め、その対策を講じ、児童生徒に安心して給食を提供できる環境を整えます。

## 1. 異物の定義及び分類

### (1) 異物の定義

#### ①危険異物とは

喫食することにより生命や健康への影響が大きいと判断されるもの

#### ②非危険異物とは

異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと判断されるもの(ただし取り除くことができない多量の場合は危険異物と考える)

### (2) 異物の分類

異物	区分	具体的な物質
危険異物	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属片、ボルト類、針、針金、ガラス片、硬質プラスチック類、薬品類等
	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（主なものとしてゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ、ハチ、ケムシ、ムカデ、蛾）、ネズミ、業務上で不適切な取り扱いにより生成したもの（変色・異臭・カビ等）
非危険異物	異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石（米粒大）、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に付着した貝殻や小エビ等

※原則として、原料に由来する物質や食品の変色部分等は「異物」に含まない。

ただし、形状や大きさによっては異物と同様に扱う。

## 2. 異物混入防止対策

学校給食における異物混入の未然防止に向けて、単独調理校及び共同調理場の各々の作業工程において、各学校や共同調理場が点検すべき項目を定める。

### <単独調理校及び共同調理場内における対策と対応>

検収及び開封時は、複数（2人以上）の調理員や栄養士による目視を徹底し、それ以外の調理過程でもできる限り複数での目視を行い、異物混入の防止に努める。

#### （1）食品納入業者の選定

- ①食品納入業者は、衛生管理状況及び食品の取扱い方法が良好で、衛生上信用のできる業者を選定する。
- ②食品納入業者は、学校給食の意義・役割及び衛生管理のあり方について、調理場と意見交換を行い、衛生管理の啓発に努める。
- ③原材料及び加工食品について、製造業者又は食品納入業者が定期的実施する検査の結果又は生産履歴等の記録を、必要に応じて提出させる。

#### （2）食材検収

- ①検収の際は、複数の調理員や栄養士による目視を徹底し、異物混入の未然防止に努める。
- ②検収は指定の場所において行い、品名、数量、品質、鮮度、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無等について点検し記録する。
- ③食品は、缶詰、調味料等常温で保存可能なものを除いて、1回で使い切る量を購入する。

#### 【検収時に異物を発見した場合の対応】

- ①食品納入業者に混入物を示し、速やかに返品して異物の混入していない物を再度納品させる。
- ②検収者はその場で食品納入業者に対して、再度発生しないよう注意をする。
- ③検収者は学校長（共同調理場の場合は施設長）、栄養士または衛生管理責任者に報告し、対応を協議する。
- ④給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）
- ⑤食品納入業者には、後日報告書を提出させ、その程度により納入停止または登録の取り消し措置を検討する。（別紙様式1）

#### （3）調理過程時

- ①開封時、複数の調理員や栄養士による目視を徹底し、下処理・調理前・調理作業中・配缶の調理過程でもできる限り複数での目視を行い、給食への異物混入を未然に防止する。
- ②調理機器及び調理器具の点検や異物の確認を行い、破損等による給食への異物混入を

未然に防止する。

#### 【調理前に異物を確認した場合の対応】

目視や点検によって異物を確認した場合は、調理が可能かどうかを学校長又は共同調理場施設長（所長）に確認し、異物の原因が確認できた状態で学校長又は共同調理場施設長（所長）に最終確認を行い調理が開始出来るかどうかの指示を受ける。

#### （４）給食施設及び設備の点検

- ①調理場内への関係者以外の立ち入りを禁止し、出入り扉の開閉は速やかに行う。
- ②調理開始前及び終了後に機器及び調理器具等の点検や異物の有無の確認を行い、破損等による給食への混入を防ぐ。
- ③機器等は正しい使用法により使用する。
- ④日頃から調理場内の整理整頓を行い、調理場内には異物混入の原因となるものを持ち込まない。

※調理場内の機器の修繕及び点検の際に使用する工具類については持ち込んでかまわれないが、修繕及び点検終了後には持ち込んだ工具類は全て調理場内から持ち出すこと。

#### （５）調理従事者について

【調理場へは下記の要領で入室する】

- ①爪は短く切り、マニキュアはしない。
- ②調理作業に必要な私物（指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等）は調理場に持ち込まない。
- ③白衣、ズボン、帽子は洗濯された清潔なものを着用し、裾や袖から服が出ないようにする。
- ④白衣等に糸くずなどのほつれがないか確認し、ほつれが見つかったら補修する。
- ⑤白衣のポケットには落下する恐れのあるものを入れない。
- ⑥マスクは鼻と口をしっかりと覆い、帽子は毛髪をしっかりと覆う。
- ⑦調理員相互で身支度の確認を行い、粘着シート等により被服に付着している毛髪や埃、ごみ等の除去を行う。

#### （６）学校における異物混入の防止と児童・生徒に対する指導

- ①教室での配食は、学級担任の管理・監督のもと異物が混入しないよう十分注意する。
- ②給食当番の白衣・帽子等の着用など配食の過程において異物が混入しないよう、十分指導する。
- ③各教室とも、コンパスの針、画鋸、ピン、ホッチキスの針、磁石などは散乱しないように整理整頓を指導する。
- ④危険物が学校給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導する。

### 3. 共同調理場で異物混入が発生した場合の対応

#### (1) 危険異物の場合

- ①作業を停止して異物が混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ②施設長（所長）に報告し、対応を協議する。
- ③業者には、再度の納品または代替品の納品が可能か確認する。不可能の場合は使用しないで給食を提供する。
- ④献立変更等が生じた場合は、学校へ連絡をする。また、代替食品を使用する場合はアレルギーを確認し、食物アレルギーを持つ児童・生徒が喫食できるよう対応する。
- ⑤混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ、実施する。
- ⑥給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）
- ⑦保護者への対応を学校長、教育委員会で協議し、対応内容によって下校時までには保護者宛ての文書を配布する。間に合わない場合はPTA役員に電話連絡する。

#### (2) 非危険異物の場合

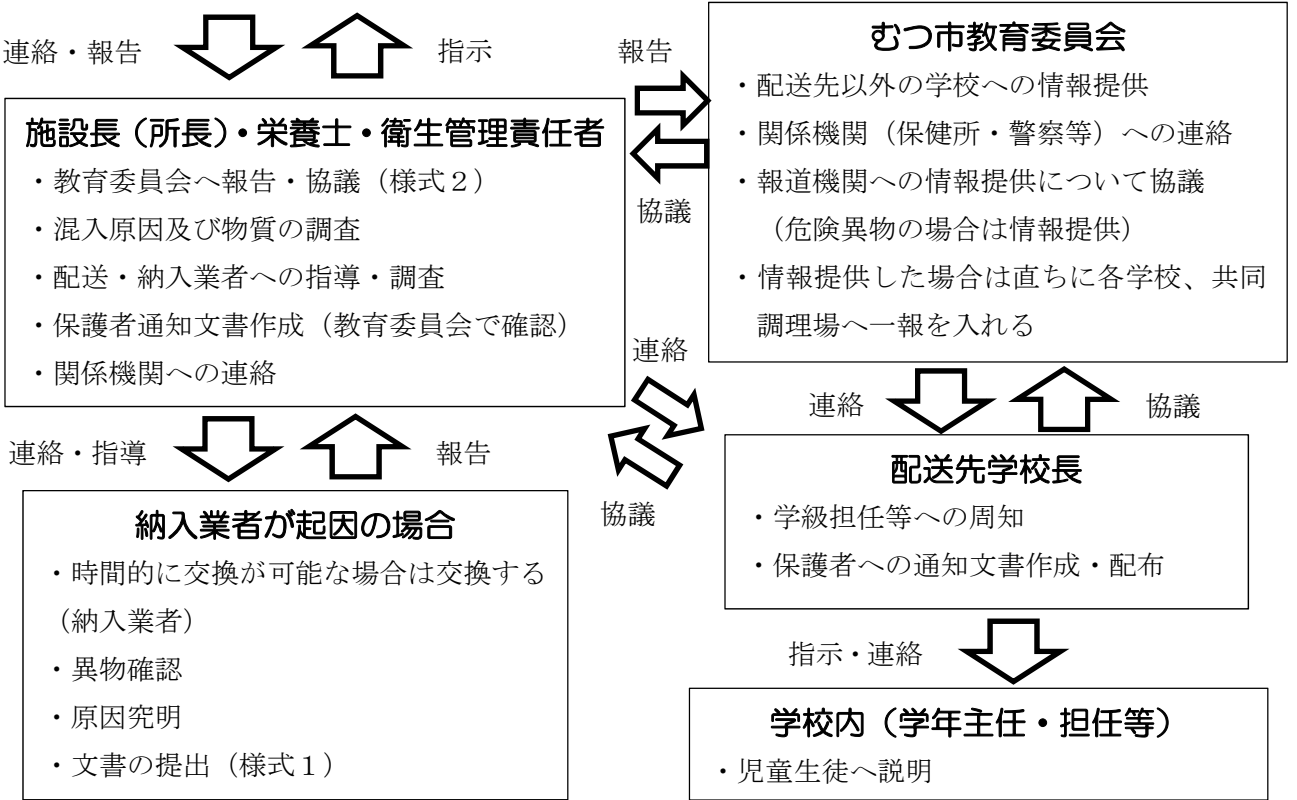
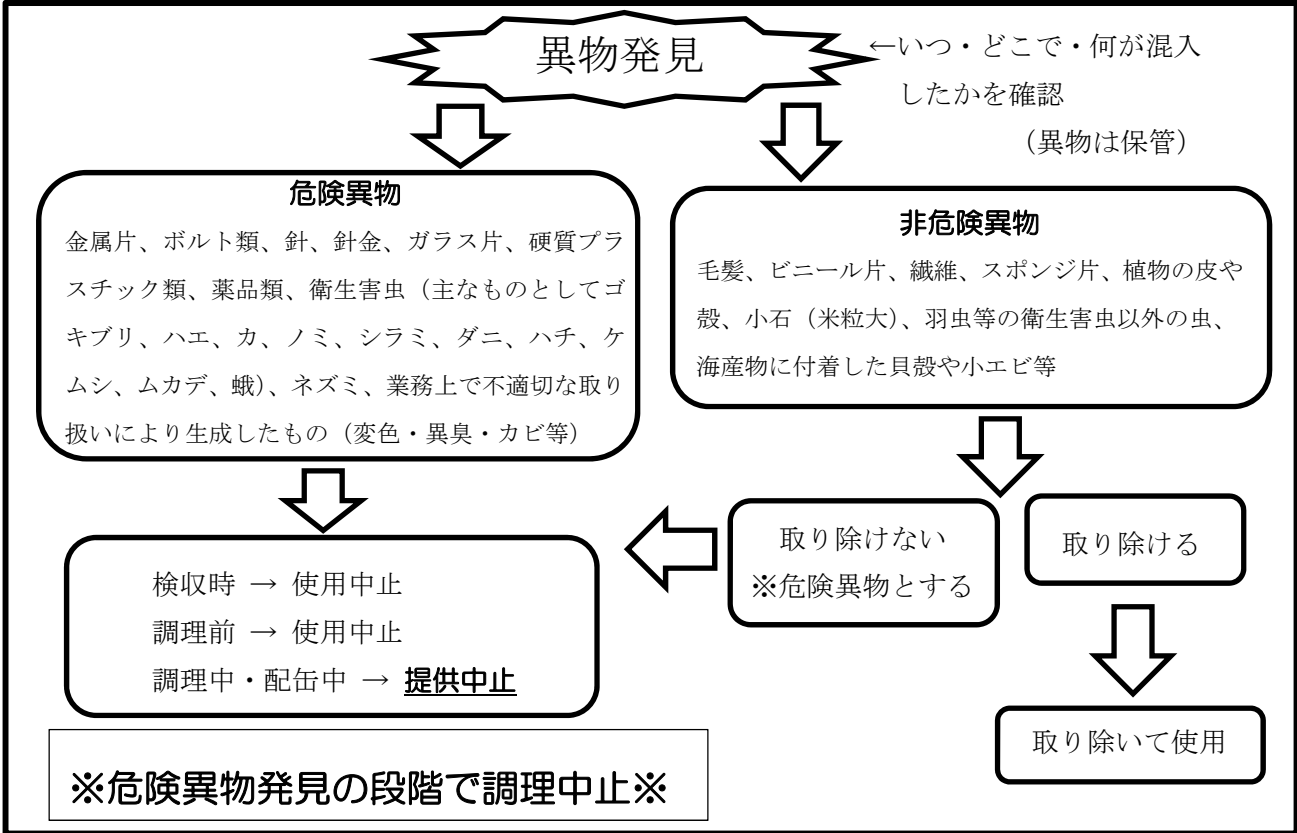
- ①異物混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ②施設長（所長）に報告し対応を協議する。
- ③異物が取り除ける場合は、取り除いて使用する。
- ④異物が多数混入して取り除くことができない場合は、危険異物の場合と同様の対応とする。
- ⑤給食日誌等に記録をとっておく。（食品名・異物名・内容・写真等）また、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

#### ※混入原因が業者に起因する場合

異物が混入している食品を提示して注意を行い、混入原因と今後の対策について後日文書を提出させる。



# 共同調理場で異物混入が発生した場合の対応



## 4. 単独調理校で異物混入が発生した場合の対応

### (1) 危険異物の場合

- ①作業を停止して異物が混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ②学校長に報告し、対応を協議する。
- ③業者には、再度の納品または代替品の納品が可能か確認する。不可能の場合は使用しないで給食を提供する。
- ④代替食品を使用する場合はアレルギーを確認し、食物アレルギーを持つ児童・生徒が喫食できるよう対応する。
- ⑤混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ、実施する。
- ⑥給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）
- ⑦保護者への対応を学校長、教育委員会で協議し、対応内容によって下校時までには保護者宛ての文書を配布する。間に合わない場合はPTA役員に電話連絡する。

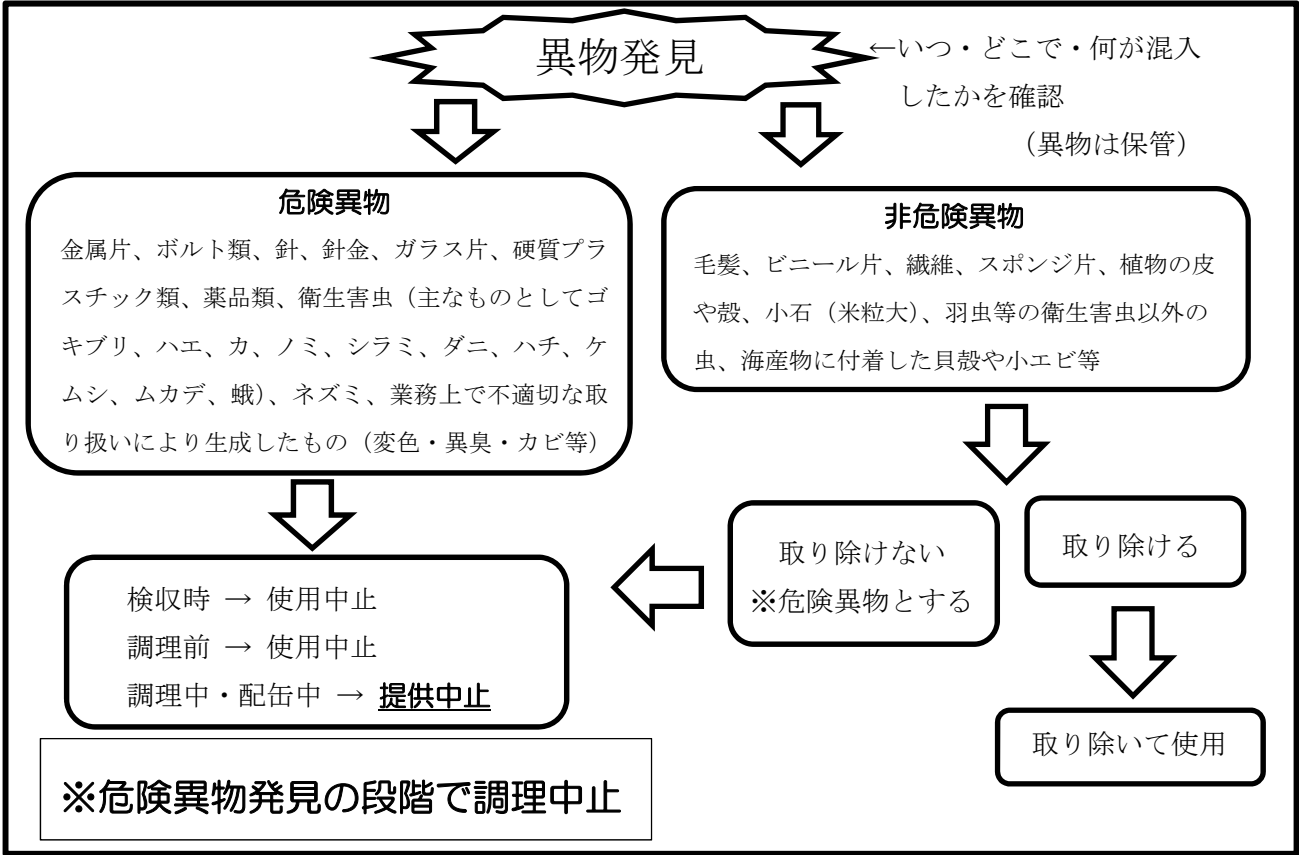
### (2) 非危険異物の場合

- ①異物混入している食品をそのまま保存し、栄養士・衛生管理責任者に報告する。
- ②学校長に報告し対応を協議する。
- ③異物が取り除ける場合は、取り除いて使用する。
- ④異物が多数混入して取り除くことができない場合は、危険異物の場合と同様の対応とする。
- ⑤給食日誌等に記録をとっておく。（食品名・異物名・内容・写真等）また、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

#### ※混入原因が業者に起因する場合

異物が混入している食品を提示して注意を行い、混入原因と今後の対策について後日文書を提出させる。

# 単独調理校で異物混入が発生した場合の対応



連絡・報告 ↓ ↑ 指示

- 学校長・栄養士・衛生管理責任者**

  - ・教育委員会へ報告・協議（様式2）
  - ・混入原因及び物質の調査
  - ・配送・納入業者への指導・調査
  - ・保護者への通知文書作成・配布
  - ・関係機関への連絡
  - ・児童生徒への説明、体調確認

報告  
↓  
↑  
協議

- むつ市教育委員会**

  - ・発生した学校以外への情報提供
  - ・関係機関（保健所・警察等）への連絡
  - ・報道機関等への情報提供について協議（危険異物の場合は情報提供する）
  - ・情報提供した場合は直ちに学校へ一報を入れる

連絡・指導 ↓ ↑ 報告

- 納入業者が起因の場合**

  - ・時間的に交換が可能な場合は交換する（納入業者）
  - ・異物確認
  - ・原因究明
  - ・文書の提出（様式1）

## 5. 共同調理場から配送を受けている学校の教室内で異物混入が発見された場合の対応

### (1) 危険異物の場合

#### ①学校の対応

- ア. 学級担任は直ちに、その料理を食べないように指導し、そのまま保存する。
- イ. 児童・生徒が口に入れた場合は健康観察を行い、必要に応じて学校医へ連絡する。
- ウ. 学級担任は速やかに学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらい指示を仰ぐ。(学校長が不在の場合は教頭が判断) 校内放送等で全校に混入のあった料理の喫食停止を指示する。
- エ. 学校長は異物混入の状況について、共同調理場へ報告する。必要に応じて、異物混入状況を撮影し、共同調理場へデータの送信を行う。
- オ. 混入献立以外の喫食の再開(または中止)。
- カ. 混入した異物が学校現場において混入する可能性がないか検証する。
- キ. 教頭は異物混入した料理をそのまま保存し、共同調理場の栄養士又は衛生管理責任者に提出する。届けるのが困難な場合は教育委員会へ提出する。
- ク. 児童・生徒には学級担任等から説明を行う。
- ケ. 保護者への対応を学校長、教育委員会で協議し、対応内容によって下校時まで保護者宛ての文書を配布する。間に合わない場合はPTA役員に電話連絡する。

#### ②教育委員会の対応

- ア. 共同調理場から報告を受けたら直ちに教育委員会、学校長、共同調理場施設長(所長)で対応について協議する。
- イ. 異物混入の状況により、他の学校へも影響を及ぼすと考えられる場合は、各学校へ連絡する。
- ウ. 報道機関等への情報提供について、教育長、教育部長と協議する。
- エ. 報道機関等への情報提供が決定したら、速やかにその旨を施設長(所長)、学校長に連絡する。

#### ③共同調理場の対応

- ア. 共同調理場は報告を受けたら代替りの物を準備して学校へ届ける。できない場合は、その旨を連絡する。
- イ. 栄養士、調理員は混入原因を点検、調査し、施設長(所長)に報告する。
- ウ. 施設長(所長)は異物混入の状況について、教育委員会へ報告する。必要に応じて、異物混入状況についての画像データの送信を行う。
- エ. 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を見せ、混入原因の調査と今後の対策を指示し、後日文書を提出させる。(別紙様式1)
- オ. 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は混入原因を調査し、今後発生さ

せないための対策を講じ実施する。

力. 施設長（所長）は、保護者への対応を教育委員会と協議し、対応内容によって保護者宛ての文書を作成し、学校へ配布を依頼する。

キ. 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）

ク. 施設長（所長）は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。（別紙様式2）

## （2）非危険異物の場合

### ①学校の対応

ア. 学級担任は異物を除去し、他の食器に盛り替えるなど安全を確認のうえ給食を提供する。ただし、大量（取り除くことができない量）に混入していた場合は、危険異物と同様に対応する。

イ. 学級担任は異物混入した料理をそのまま保存し、学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらう。

ウ. 学校長は混入状況を共同調理場の栄養士又は衛生管理責任者へ連絡する。

エ. 教頭は食器返却時に異物が混入した料理を共同調理場へ提出する。

### ②共同調理場の対応

ア. 栄養士、調理員は混入原因を点検、調査し、施設長（所長）に報告する。

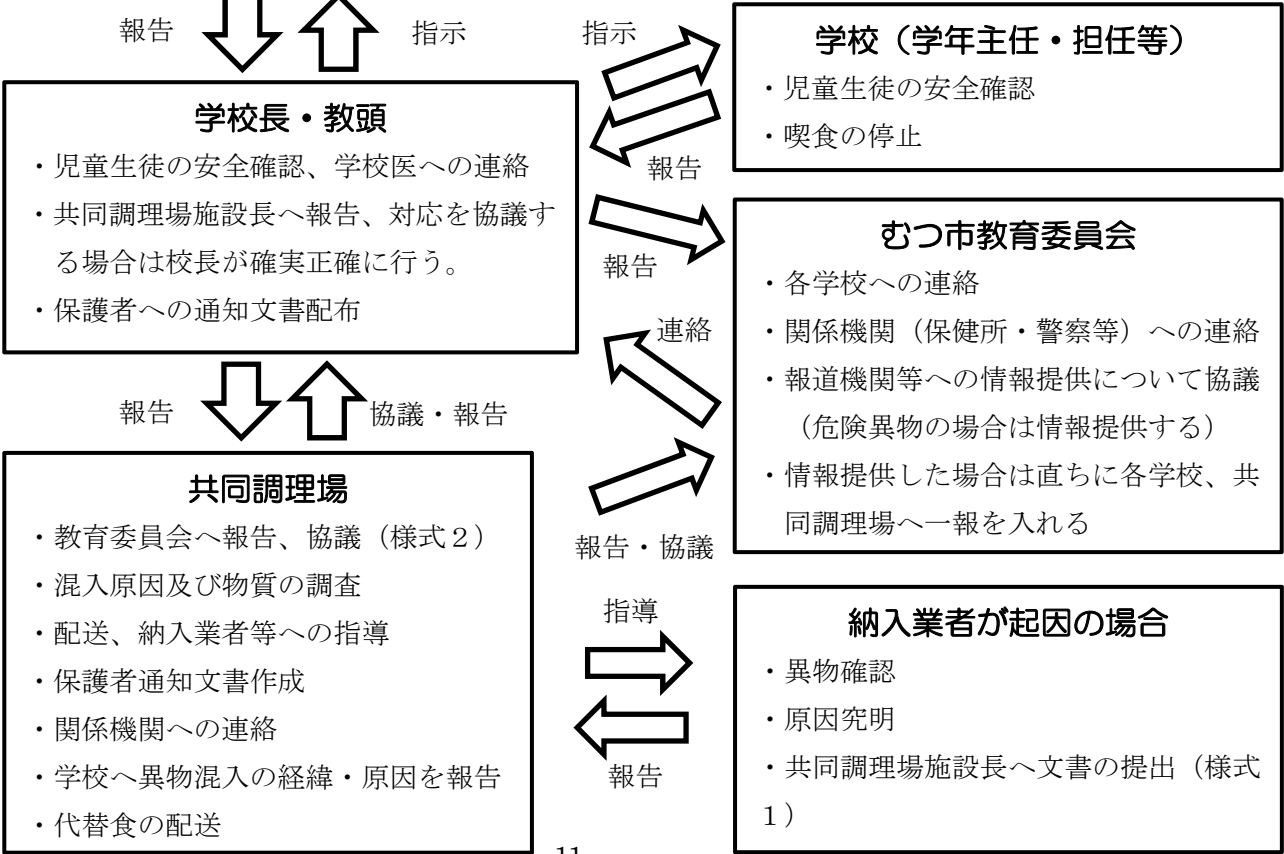
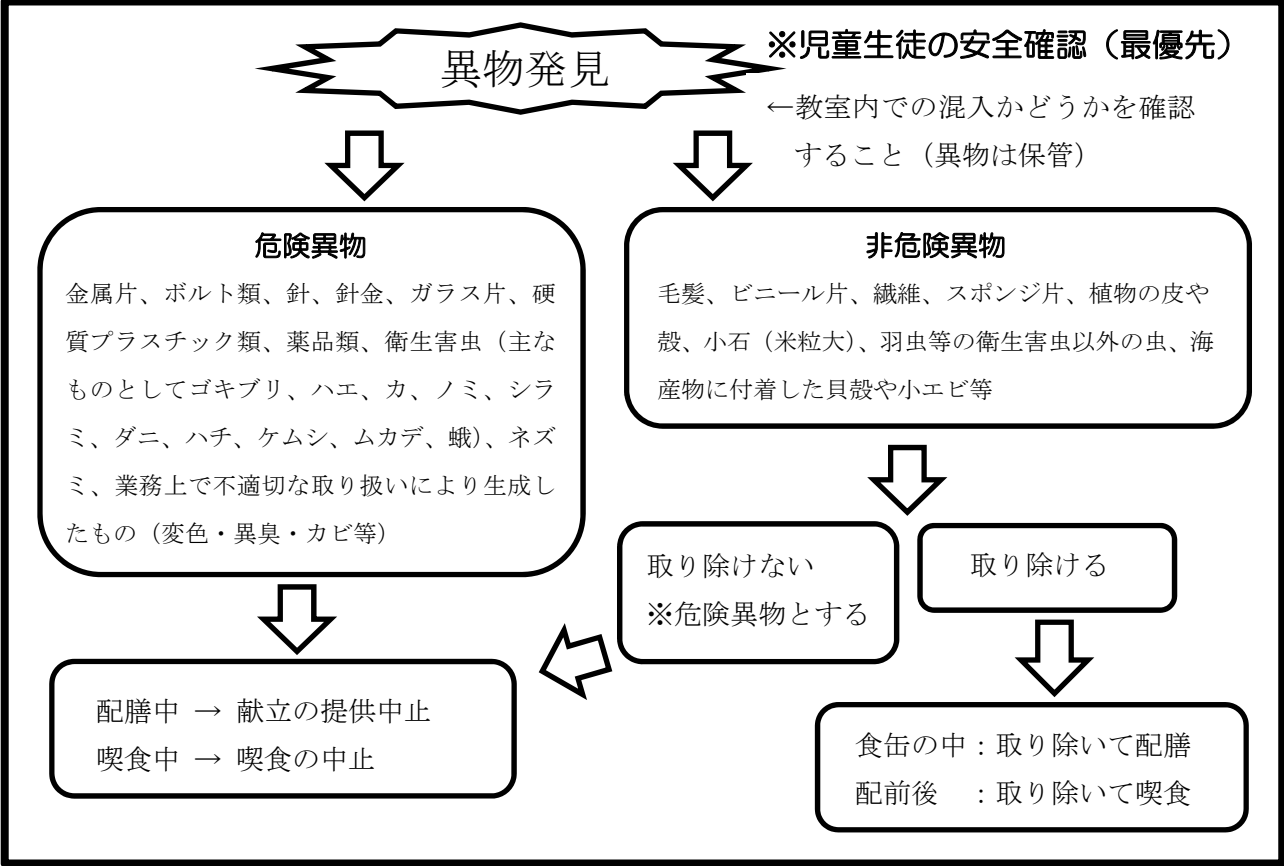
イ. 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を提示し、混入原因の調査と今後の対策を指示し、後日文書を提出させる。（別紙様式1）

ウ. 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。

エ. 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）

オ. 施設長（所長）は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。（別紙様式2）

**共同調理場から配送を受けている学校の教室内で  
異物混入が発見された場合の対応**



## 6. 単独調理校の教室内で異物混入が発見された場合の対応

### (1) 危険異物の場合

#### ①学校の対応

- ア. 学級担任は直ちに、その料理を食べないように指導し、そのまま保存する。
- イ. 児童・生徒が口に入れた場合は健康観察を行い、必要に応じて学校医へ連絡する。
- ウ. 学級担任は速やかに学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらい指示を仰ぐ。（学校長が不在の場合は教頭が判断）校内放送等で全校に混入のあった料理の喫食停止を指示する。
- エ. 学校長は異物混入の状況について、教育委員会へ報告し、対応等について協議する。必要に応じて、異物混入状況を撮影し、教育委員会へデータの送信を行う。
- オ. 混入献立以外の喫食の再開（または中止）。
- カ. 混入した異物が学校現場において混入する可能性がないか検証する。
- キ. 教頭は異物混入した料理をそのまま保存し、栄養士又は衛生管理責任者に提出する。
- ク. 児童・生徒には学級担任等から説明を行う。
- ケ. 保護者への対応を学校長、教育委員会で協議し、対応内容によって下校時まで保護者宛ての文書を配布する。間に合わない場合はPTA役員に電話連絡する。
- コ. 学校長は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。（別紙様式2）

#### ②教育委員会の対応

- ア. 学校から報告を受けたら直ちに教育委員会、学校長で対応について協議する。
- イ. 報道機関等への情報提供について、教育長、教育部長と協議する。

#### ③調理場の対応

- ア. 調理場は連絡を受けたら代替りの物を準備して教室へ届ける。できない場合は、その旨を連絡する。
- イ. 栄養士、調理員は混入原因を点検、調査し、学校長に報告する。
- ウ. 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を見せ、混入原因の調査と今後の対策を指示し、後日文書を提出させる。（別紙様式1）
- エ. 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。
- オ. 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）

### (2) 非危険異物の場合

#### ①学校の対応

- ア. 学級担任は異物を除去し、他の食器に盛り替えるなど安全を確認のうえ給食を提供する。ただし、大量（取り除くことができない量）に混入していた場合は、危



険異物と同様に対応する。

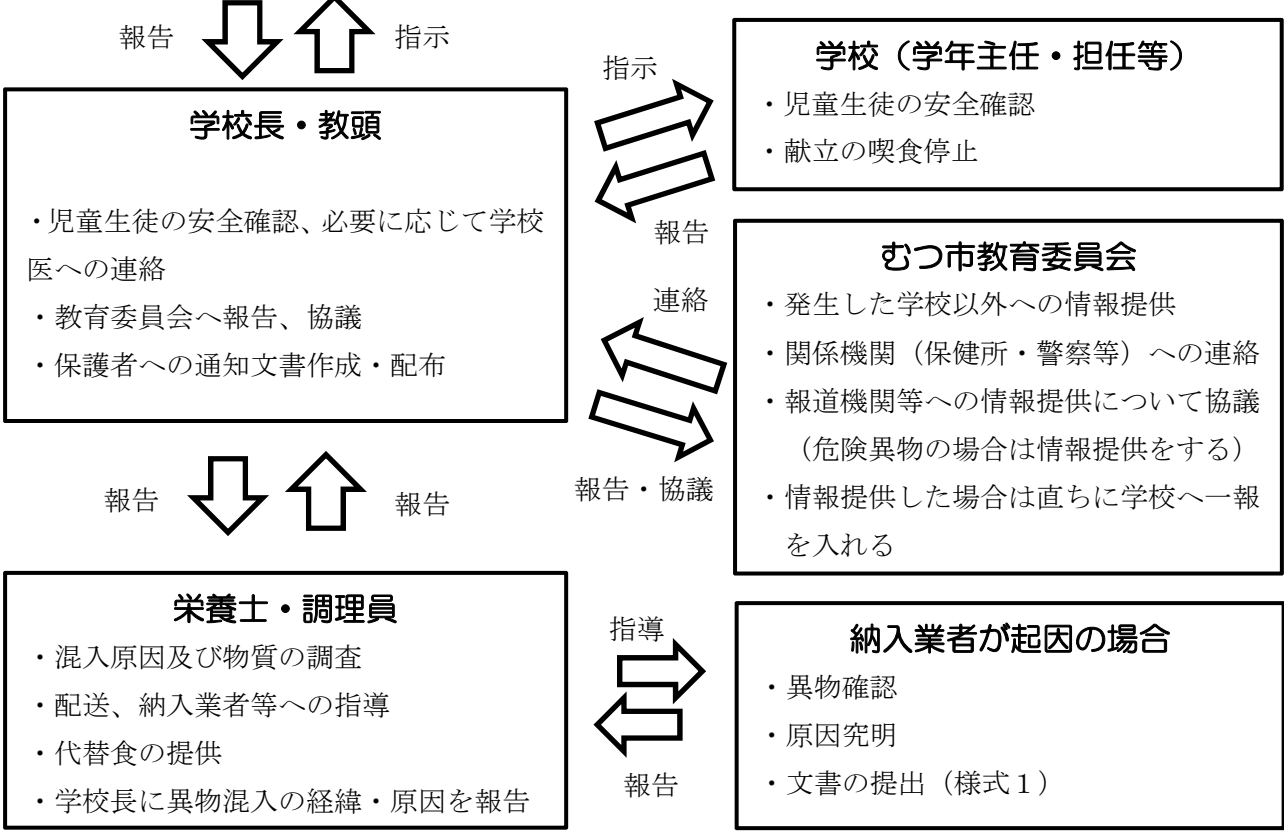
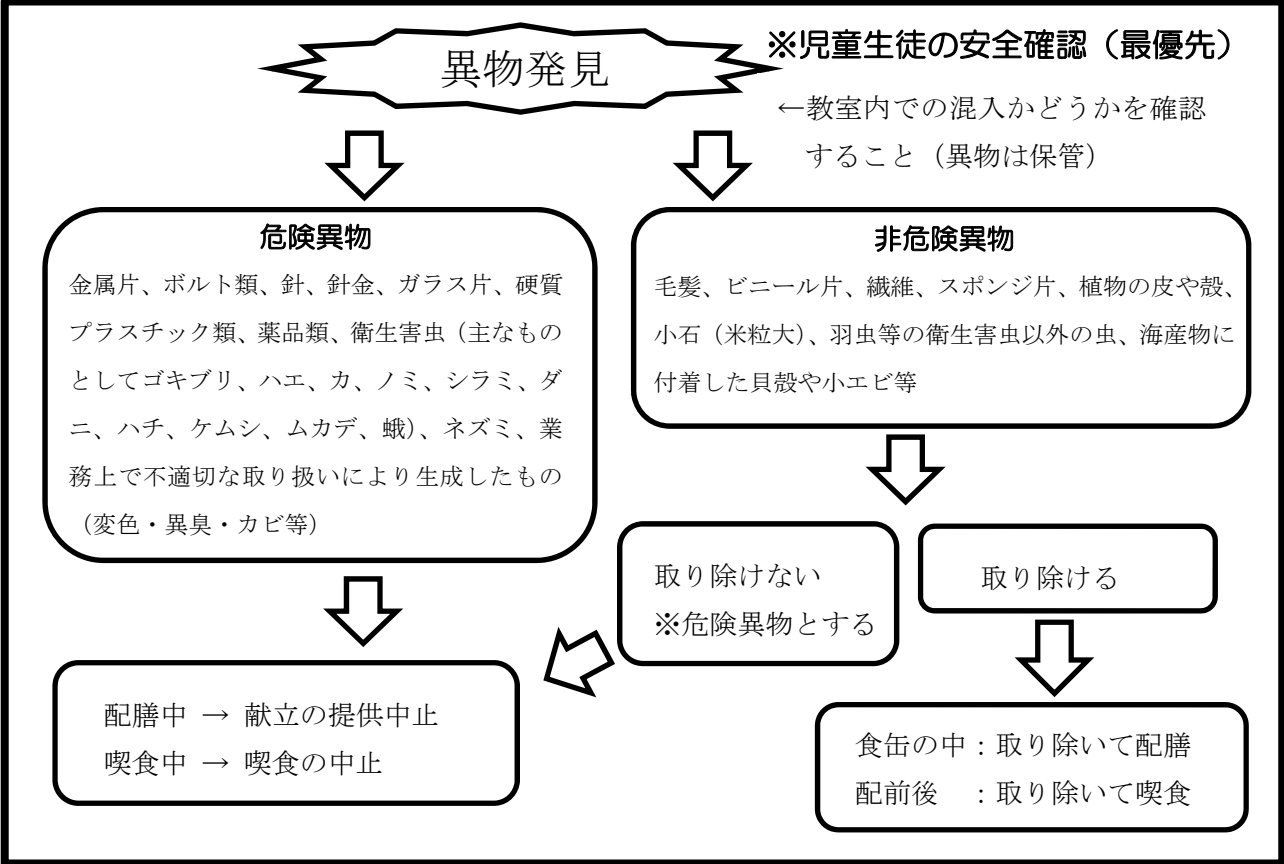
- イ. 学級担任は異物混入した料理をそのまま保存し、学校長に混入の状況を報告し、現物確認を行ってもらう。
- ウ. 学校長は混入状況を栄養士又は衛生管理責任者へ連絡する。
- エ. 教頭は食器返却時に異物が混入した料理を調理場へ提出する。
- オ. 学校長は調査結果などを踏まえ、教育委員会に報告を行う。（別紙様式2）

## ②調理場の対応

- ア. 栄養士、調理員は混入原因を点検、調査し、学校長に報告する。
- イ. 混入原因が業者に起因すると考えられる場合は、事情聴取も含め調理場において異物混入している食品を提示し、混入原因の調査と今後の対策を指示し、後日文書を提出させる。（別紙様式1）
- ウ. 混入原因が調理場に起因すると考えられる場合は、混入原因を調査し、今後発生させないための対策を講じ実施する。
- エ. 給食日誌等に記録をとっておく。（業者名・食品名・異物名・内容・写真等）



単独調理校の教室内で異物混入が発見された場合の対応



## 7. 事故後の対応

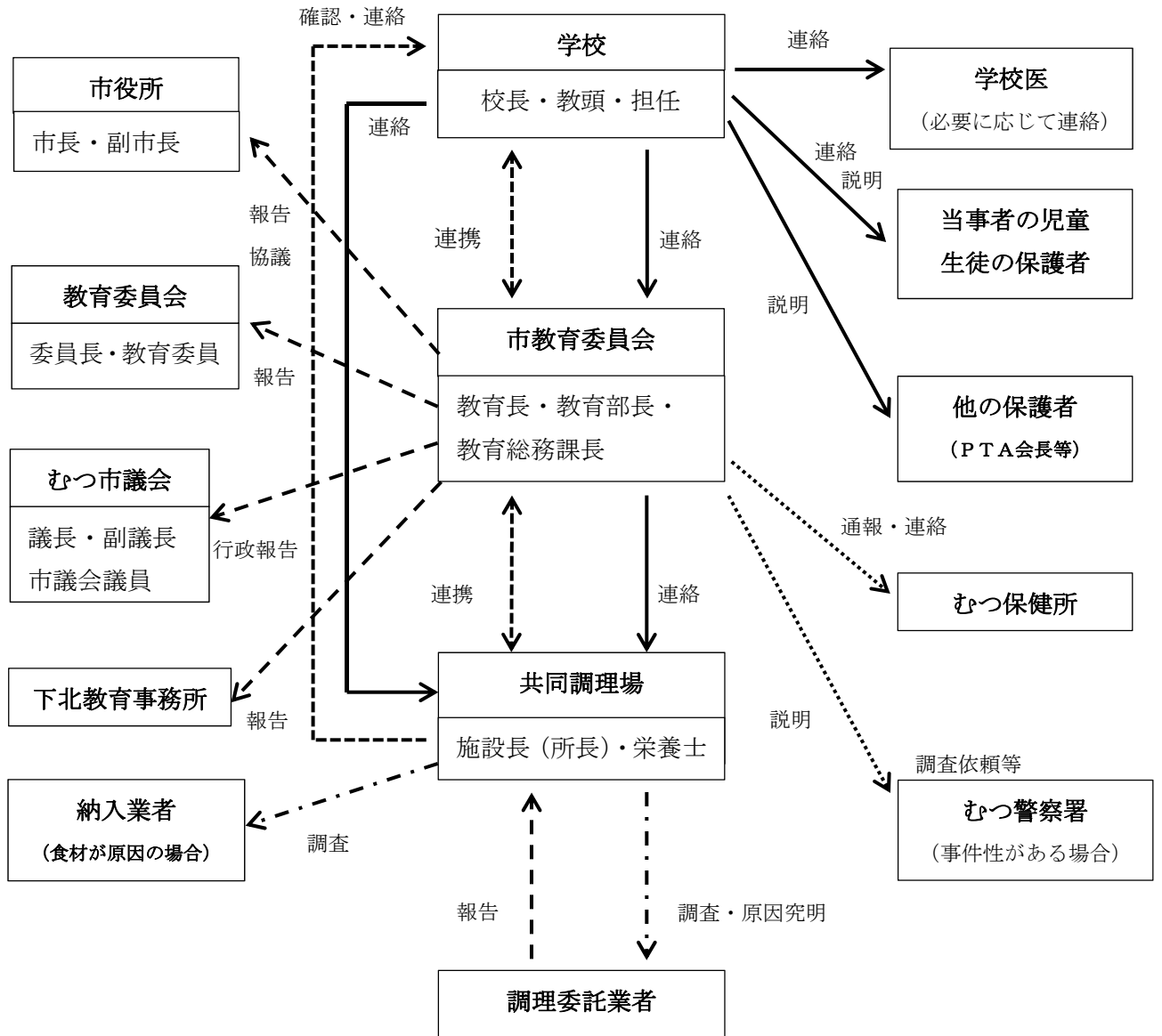
### (1) 保護者への対応について

- ①異物混入により給食の中止又は一部中止の場合は、保護者へ事実経過等を文書で報告する。
- ②異物混入により献立変更が生じた場合も、保護者へ文書で報告する。
- ③当該児童生徒及び保護者には、電話や訪問などで連絡をとり、体調の把握に努める。
- ④体調不良の児童生徒については、学校医・教育委員会と協議し対応する。

### (2) 報道対応について

- ①報道発表の判断は、教育委員会で協議のうえ決定する。発表の判断基準は、異物混入の状況により判断する。（危険異物については、原則、報道発表する）
- ②報道発表すると判断した場合、または、新聞等で報道されることが想定される場合の対応窓口は、教育委員会に一本化する。
- ③報道機関へ発信した情報内容は、各学校・共同調理場へも情報提供する。

### 異物混入発生時の対応フロー図（危険異物の場合）



様式1 業者が学校長、給食施設長あてに提出する文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校長、施設長 宛

〇〇〇〇への異物混入に関する報告書の提出について

- 1、商品名
- 2、納入年月日
- 3、異物の内容（状況）
- 4、異物混入原因（製造過程及び検査実施方法も記入すること）
- 5、再発を防止するための今後の対応（対策、改善策）
- 6、その他

様式2 学校長、給食施設長が教育委員会に提出する文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

むつ市教育委員会 宛

〇〇小・中学校・〇〇給食センター  
学校長、施設長 〇〇 〇〇

学校給食への異物混入事故について（報告）

- 1、事故発生日時
- 2、事故発生場所
- 3、異物混入が確認された食材等 (1)食材又はメニュー：  
(2)確認者：
- 4、異物混入の区別 (1)調理現場の人為的なもの  
(2)納入業者によるもの
- 5、納入業者 (1)業者名：  
(2)業者の対応・確認等：
- 6、混入異物 (1)名称：  
(2)形状：  
(3)その他材質等
- 7、給食の状況 (1)当該学級での対応について  
①継続・停止  
②理由  
(2) 当該学級外での対応について  
①継続・停止  
②理由
- 8、事故発生時の内容
- 9、今後の対応
- 10、納入業者への措置 ※文書で注意を行った場合は文書添付
- 11、保護者への対応
- 12、写 真 等

様式3 共同調理場から配送を受けている学校が教育委員会に提出する文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

むつ市教育委員会 宛

〇〇小・中学校  
学校長 〇〇 〇〇

学校給食への異物混入事故について（報告）

- 1、事故発生日時
- 2、事故発生場所
- 3、異物混入が確認された食材等 (1)食材又はメニュー：  
(2)確認者：
- 4、混入異物 (1)名称：  
(2)形状：  
(3)その他材質等
- 5、給食の状況 (1)当該学級での対応について  
①継続・停止  
②理由  
(2) 当該学級外での対応について  
①継続・停止  
②理由
- 6、事故発生時の内容
- 7、今後の対応
- 8、保護者への対応
- 9、写 真 等

